資料3

名張市公契約条例

令和８年６月３０日条例第１２号

（目的）

第１条　この条例は、公契約に関し、基本理念並びに市及び受注者等の責務その他基本的な事項を定めることにより、公共事業等の良好な品質及び公契約の適正な履行並びに労働者等の適正な労働条件の確保を図り、もって地域経済の健全な発展及び豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）公契約　市（名張市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４２年条例第２７号）第１条第１項に規定する水道事業（第４号において「水道事業」という。）及び同条第２項に規定する下水道事業（同号において「下水道事業」という。）を含む。以下同じ。）が締結する工事、製造その他市がその目的たる給付に対して対価の支払をすべき契約及び市が指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。）と締結する公の施設の管理に関する協定をいう。

（２）特定公契約　公契約のうち、予定価格（前号の協定に係る上限額を含む。）が規則で定める金額以上のものをいう。（業務委託に関する契約にあっては、規則で定める業種に該当するものに限る。）

（３）公共事業等　市が発注する建設工事その他の市の事務若しくは事業又は市が提供する行政サービスをいう。

（４）市長等　市長並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。

（５）受注者等　受注者（市と公契約を締結した者をいう。第５条第４項において同じ。）及び受託者（市以外の者から公契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の一部を請け負い、又は受託した者をいう。以下同じ。）をいう。

（６）労働者等　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第９条に規定する労働者であって、受注者等に雇用され、業務に従事するもの（同居の親族のみを使用する事業所又は事務所に雇用されるもの及び家事使用人を除く。）又は自らが提供する労務の対価を得るために業務を請け負い、若しくは受託するものをいう。

（基本理念）

第３条　公契約に係る基本理念は、次に掲げるとおりとする。

（１）公契約の公平性、透明性並びに競争性を確保すること。

（２）公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質を確保すること。

（３）労働者等の適正な労働環境を確保すること。

（４）地域経済の健全な発展及び豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に努めること。

（市の責務）

第４条　市は、この条例の目的を達成するため、前条に規定する基本理念に基づき、公契約の適正な履行のための施策を総合的に推進するものとする。

２　市は、業務の性質及び目的を踏まえ、適正に契約事務（設計、発注その他公契約に係る事務をいう。）を行うとともに、当該業務内容の重要性、緊急性及び効率性を考慮して、適切な時期かつ合理的な規模で発注するものとする。

（受注者等の責務）

第５条　受注者等は、公契約に携わる者として社会的な責任を負っていることを自覚し、関係法令（労働基準法、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）その他の労働関係に関する法令及びその業務に関し遵守すべき法令をいう。以下同じ。）を遵守するとともに、業務を適正に履行しなければならない。

２　受注者等は、この条例の目的を踏まえ、公契約に関する市の取組に協力するよう努めなければならない。

３　受注者等は、労務費その他の経費を適正に積算するとともに、受託者と対等な立場において、合意に基づいた契約を締結し、適切な代金の支払、労働条件の確保及び安全対策の徹底により、公共事業等の良好な品質の確保に努めなければならない。

４　受注者及び受託者（当該受託者が業務の一部を請け負わせ、又は委託した者がいる場合に限る。第８条第２項において同じ。）は、当該業務に係る受託者に対してこの条例の目的についての理解を求めるとともに、関係法令を遵守させ、誠実に業務を行わせるよう努めなければならない。

（公契約の適正な履行の確保）

第６条　市長等は、公契約の適正な履行を確保するため、価格、品質、納期その他の契約条件が適正なものとなるよう努めるものとする。

２　市長等は、予定価格を算出するに当たっては、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務、資材等の取引価格等を的確に反映するものとする。

３　受注者等は、公契約の適正な履行を確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算しなければならない。

（特定公契約に係る適正な労働条件の確保）

第７条　市長等は、公契約が特定公契約である場合には、受注者等に対して労働条件の確保の状況その他必要と認める事項についての報告を求めることができるものとし、受注者等はこれに応じなければならない。

２　市長等は、前項の規定による報告を受けた場合において、その内容に疑義が生じた場合には、受注者等に対し、説明を求めることができるものとする。

３　市長等は、前項の規定による説明を受けた場合において、関係法令を遵守していないと思料されるときその他必要があると認めるときは、国その他の関係機関へ通報し、又は連絡するものとする。

（市内事業者の受注機会の確保）

第８条　市長等は、第１条の目的の達成のほか本市における防災体制の維持及び向上を図るためには、市内に事務所又は事業所を有する事業者（以下この条において「市内事業者」という。）の持続的発展が不可欠であることに鑑み、予算の適正かつ効率的な執行に留意の上、競争性に配慮しつつ、市内事業者の受注の機会を確保するよう努めるものとする。

２　受注者及び受託者は、業務に係る受託者を選定するとき又は資材等を調達するときは、市内事業者を積極的に活用するよう努めなければならない。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第７条の規定は、令和８年１０月１日以後に公告その他の申込みの誘引が行われた公契約について適用する。

名張市公契約条例施行規則

令和８年６月３０日規則第２３号

改正

令和８年７月１０日規則第２５号

（趣旨）

第１条　この規則は、名張市公契約条例（令和８年条例第１２号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（特定公契約）

第２条　公契約のうち、特定公契約とするものの予定価格に係る条例第２条第２号の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）工事請負　５，０００万円

（２）業務委託であって、次のアからカまでのいずれかに該当するもの　５００万円

ア　市庁舎その他公用又は公共の用に供する建物（敷地を含む。）（以下この条において「市庁舎等」という。）の清掃業務

イ　市庁舎等における窓口業務

ウ　市庁舎等における運営業務

エ　市庁舎等の警備業務（警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第２条第１項に規定する警備業務（同条第５項に規定する機械警備業務を除く。）をいう。）

オ　給食の調理業務

カ　除草業務

（３）指定管理者（名張市地域づくり組織条例（平成２１年条例第３号）第２条第２号に規定する地域づくり組織を除く。）と締結する公の施設の管理に関する協定（次条第２項において単に「協定」という。）　５００万円

２　契約（前項第３号の協定を含む。）の期間が１年を超える場合であって、当該契約の予定価格が履行期間全体の合計金額であるときは、当該予定価格の金額を履行期間の月数で除した額に１２を乗じて得た額を予定価格とみなして、前項の規定を適用する。

（特定公契約に係る適正な労働条件の確保のための措置）

第３条　市長等は、公契約が特定公契約である場合にその発注の公告その他の申込みの誘引を行うときは、特定公契約に該当する旨を明示するものとする。

２　市長等及び受注者は、特定公契約を締結するときは、特定公契約に係る適正な労働条件の確保に関する特約条項（様式第１号。以下「特約条項」という。）を当該特定公契約の契約書（協定に係る協定書を含む。）に添付し、又は特約条項と同様の内容を記載するものとする。

３　条例第７条第１項の規定による報告は、特定公契約に係る労働条件報告書（様式第２号）によるものとする。

（委任）

第４条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、令和８年１０月１日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

附　則（令和８年７月１０日規則第２５号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

特定公契約に係る適正な労働条件の確保に関する特約条項

（総則）

第１　この特約条項は、名張市公契約条例（令和８年名張市条例第１２号）第７条第１項の労働条件の確保の状況等の報告に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　特定公契約に係る適正な労働条件の確保に関する特約条項の書面は、添付された契約書（協定書を含む。）と一体を成す。

（労働条件報告書の提出）

第２　受注者（指定管理者を含む。以下同じ。）及び受託者は、この契約（協定を含む。）の履行において、特定公契約に係る労働条件報告書（様式第２号）を作成し、本契約の締結後、速やかに市長等に提出することにより、労働条件の確保等の状況を報告しなければならない。

２　受注者は、受託者が本契約に係る業務の一部を第三者に請け負わせ、又は再委託するとき（当該業務の一部が名張市公契約条例施行規則（令和８年名張市規則第２３号）第２条第１項第２号に掲げる業務委託の業務又は同項第３号に掲げる公の施設の管理に関する協定に基づく業務である場合には、それらの業務と密接に関係する場合に限る。）は、請負又は再委託に係る契約締結後、速やかに当該第三者に労働条件報告書を作成させ、当該受託者を介し、これを取りまとめて、市長等に提出しなければならない。数次にわたり請負又は再委託に係る契約が締結されるときも同様とする。

様式第２号（第３条関係）

特定公契約に係る労働条件報告書

年　　月　　日

名張市長　宛て

所在地
商号又は名称
代表者氏名

名張市公契約条例（令和８年名張市条例第１２号）第７条第１項の規定により、次のとおり報告します。

契約（協定）名	

区　分	項　　目	回　答
総　則	（１）　労働契約・雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、始業時間、就業時間、時間外労働などの労働条件を文書で明示していますか。	
就業規則	（２）　常時使用する労働者が 10 人以上いる場合は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届出をするとともに、作業場の見やすい場所に掲示するなど、法令で定める方法で労働者に周知していますか。	
労使協定	（３）　労働基準法第 36 条に基づく時間外及び休日を労働に関する労使協定（36 協定）を締結し、労働基準監督署に届出をしていますか。	
法定帳簿	（４）　法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿）を整備していますか。	
労働時間	（５）　労働者が働いた実際の労働時間を把握し、記録していますか。	
	（６）　法定の年次有給休暇を付与していますか。	
賃　金	（７）　賃金台帳等に基づく適正な計算により、賃金を支払っていますか。	
	（８）　時間外、休日等に労働者に労働をさせた場合、法令に従って割増賃金を支払っていますか。	
	（９）　賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月１回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	
	(10)　三重県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
安全衛生	(11)　事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び衛生推進者を選任していますか。（常時使用する労働者が 10 人未満の場合はーを記入）	
	(12)　事故報告書の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	
	(13)　労働安全衛生法に基づく健康診断を、雇入れ時及びその後１年に１回、定期的に実施していますか。	
各種保険	(14)　労働保険の加入及び社会保険の加入等の手続を行っていますか。	

「回答」欄には「○」又は「×」を、該当しない場合は「ー」を記入してください。

注１　対象とする労働者の範囲　：　本契約等案件における業務に従事する者

２　受注者等が業務の一部を第三者に請け負わせ又は再委託するときは、当該第三者が作成した報告書を受注者が取りまとめて提出してください。

名張市公契約条例（素案）に係るパブリックコメント意見募集結果について

１．パブリックコメント意見募集結果

募集期間	令和８年２月１９日（木）　～　令和８年３月１８日（水）		
件数	１０件（４人）		
意見の取扱い 対応	修正	素案を修正するもの	０件
	既記載	既に素案に盛り込んでいるもの	６件
	参考	素案に盛り込めないが、今後の参考とするもの又は意見として伺ったもの	４件
	その他	パブリックコメントの趣旨と異なるものなどその他	０件

No.	ページ	項目	意見	件数	対応	市の考え
1	ー	全般	・名張市において深刻化する担い手不足や高齢化に対応する為に、公共工事や行政サービスに携わる労働者の適正な労働環境を確保する事が不可欠です。本条例は、適正な賃金や労働時間、安全対策の徹底を促し、将来の担い手を確保する基盤作りに繋がると考えます。地域の持続的な発展の為にも、理念型条例としての制定に賛同します。 ・名張市が「公契約条例」を制定し、公共工事及び行政サービスにおける適正な労働環境の確保や地域経済の健全な発展を図ろうとする取り組みに対し、建設産業に携わる立場から強く賛同いたします。	2	既記載	公契約条例を制定し、発注者及び受注者の双方が条例に規定している内容を適正に履行することで、労働者の労働環境を確保し、担い手不足の解消への一助とするべく、市が担う取り組みを進めたいと考えています。

No.	ページ	項目	意見	件数	対応	市の考え
2	－	全般	建設産業は全国的に就業者の高齢化と担い手不足が深刻化しており、公共工事や行政サービスに携わる労働者の適正な労働環境を確保することは、地域社会の安全・安心を守るうえでも重要です。 公契約条例は、公契約における公平性・透明性・競争性を確保するとともに、労働者の適正な労働環境の確保や地域経済の健全な発展を基本理念として掲げており、公共工事の品質確保と担い手確保の面から意義のある内容であると評価します。	1	既記載	公契約条例を制定し、発注者及び受注者の双方が条例に規定している内容を適正に履行することで、労働者の労働環境を確保し、担い手不足の解消への一助とするべく、市が担う取り組みを進めたいと考えています。
3	2	第７条	特定公契約において労働条件の確保状況について報告を求める点は、公共工事等における適正な賃金の支払い、法令遵守、安全対策の徹底などを促進し、適正な競争環境を整備するうえで重要です。これにより、過度な低価格競争の抑制が図られ、公共工事の品質確保と労働者の処遇改善に繋がることを期待します。	1	既記載	公契約条例に実効性を持たせる取り組みとして、一定条件に該当する契約を特定公契約と位置づけ、労働条件の報告書の提出を義務付けています。 これにより、受注者等へ条例の内容の周知を図るとともに、労働者の処遇改善に繋げたいと考えています。

No.	ページ	項目	意見	件数	対応	市の考え
4	2	第７条	第７条３項において『関係法令を遵守していない』場合の措置を規定されていますが、当該事案は『当該契約条項違反』であり、『即刻契約解除』並びに『入札参加資格の取り消し』に該当します。 国に丸投げするのではなく、発注者責任を全うするよう修正願います。	1	参考	本市における契約解除の規定は、契約規則及び約款にて定めており、契約が履行されない場合や受注者が暴力団関係との関わりが発覚した場合のほか、建設業許可が取り消された場合等についての規定があります。 また、入札参加資格の取り消しについては、名張市建設工事等資格停止措置要領にその内容を規定しています。 契約解除及び資格停止の該当事由において、公契約条例第７条にて規定している労働条件に関する報告の内容に関するものとしては、労働安全衛生法違反や建設業法違反の容疑により逮捕された場合等が挙げられます。 公契約条例を制定している自治体によっては、条例に基づく調査や指導についての規定を盛り込んでいるところもありますが、本市においては、これらの法に基づく指導や調査は、管轄である労働基準監督署などが行うべきとの考えから、関係機関への通報という内容に留め、本市では調査や指導を行わないものとしています。

No.	ページ	項目	意見	件数	対応	市の考え
5	3	第８条	条例において市内事業者の受注機会の確保が明記されている点についても、防災対応や地域インフラの維持管理を担う地域建設業の持続的発展の観点から大変重要であり、地域経済の活性化にも資するものと考えます。	2	既記載	本市ではこれまでも、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の目的に沿った上で、発注時における地域要件を定め、市内業者に対して公共事業を発注しています。中でも、ご意見にもあるように、大規模災害発生時に復旧工事等を行っていく際には、市内の建設業者からの協力は必須であり、建設業界の就業者不足は市にとっても大きな課題となります。 今後は、公契約条例の条文に市内事業者の受注機会の確保について明記することで、本市からの発注だけでなく、受注者が受託者を選定する際にも市内業者を活用していただけるよう努めます。
6	－	－	条例（素案）の中に、『労働報酬下限値』を定める条項を設けて下さい（今後の課題含む）。	2	参考	令和７年１２月１２日に施行された改正建設業法において、建設工事に従事する技能者に対して適正な労務費を確保するため、「労務費に関する基準」が示されました。 発注者は最新の設計労務単価を使用し、受注者は入札時に労務費を適正に積算するとともに、受託者に業務を請け負わす際にも労務費を確保した

No.	ページ	項目	意見	件数	対応	市の考え
6	－	－				見積を徴取するものです。 　上記の労務費に関する基準について、現時点では罰則規定はないものの、今後の制度の浸透状況を注視していく必要があることから、労働報酬下限値の設定については現時点では行わないこととしています。
7	－	－	今後の課題として、公共工事においては適正な労務費の確保が不可欠であり、近年の担い手不足や技能者の高齢化を踏まえると、価格のみを重視した競争では持続可能な産業基盤の維持は困難です。国においても担い手３法の改正を通じて標準労務費の確保と適正な価格形成が示されており、地方自治体の発注においてもその趣旨を踏まえた対応が求められています。今後、標準労務費の考え方を踏まえた適正な予定価格の設定とともに、最低制限価格の充実についても検討を進めていただくことを要望します。	１	参考	本市においては、ダンピング受注による手抜き工事等を防ぎ、品質と安全を確保するため、公共工事等を発注する際は、最低制限価格を設定しその算出においては国（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）を超える係数となっています。 　また、業務請負においても、過度に低価格な入札により適切な履行が確保できなくなることを防ぐため、建築物清掃、屋外清掃、警備、施設運営・管理の各業務においては、変動型最低制限価格の制度を適用しています。 　今後も、国の動向を注視し、必要に応じて改正等の対応を進めます。